

近世・近代における関蟬丸神社下社の由緒変遷

——祭神とその言説の変化を中心に——

西川 雄也

はじめに

本稿では、関蟬丸神社の由緒を構成する要素がいつ現れてどのように変化し現代の由緒に至るのか、特に祭神の変化とその言説の形成に注目し、近世から近代にかけて検討する。

かつて由緒書や縁起といった史料は、記事の信憑性に乏しく歴史的事実の確定には不向きとされ、研究活用が進展してこなかった。しかし、一九八〇年代以降、由緒の内容・構成やその作成過程を分析し、由緒が作成された目的や作成当時の歴史認識を明らかにする研究手法が発展する。現在では由緒論や歴史認識論として一定の研究領域となり、由緒書や縁起の史料価値の見直しが進められてきた。^①近世宗教史においても、寺社の由緒・縁起から信仰的要素を読み解く過程で、寺社の地位上昇運動などを契機とした、由緒の創出や変容の側面を捉えていくことが重要と指摘される。^②

本稿で対象とする関蟬丸神社（関明神）は、現大津市逢坂に鎮座する神社で、旧上片原町の上社（関大明神、関蟬丸神社）と、旧清水町

の下社（関清水明神、関清水蟬丸神社）から成る。^③両社は天正六年（一九一七）に合祀されるまで、行政的に個別の神社として把握されていた。本稿で検討素材とする「関蟬丸神社文書」の多くは史料集『関蟬丸神社文書』（以下『蟬』）として刊行されている。^④これらは下社に伝来した史料群であり、本稿では下社からの視点を中心に考察していく。関蟬丸神社の現代に伝わる由緒によれば、その創祀は弘仁一三年（八二二）とされ、小野岑守が旅人の守護神である猿田彦命を逢坂山の山上に、豊玉姫命を麓に祀ったのが始まりとされる。逢坂山は京都と滋賀の境に当り、交通の要所として栄え、この立地から国境神・坂神・手向神（道祖神）、さらに逢坂の関の守護神としても崇敬され、京の都に悪病が流行らないように疫神祭が斎行されていた。また、貞観一七年（八七五）には従五位下の神階が授けられ、その記事が六国史に見える国史見在社である。平安時代中期になると、琵琶の名手で、後撰集の歌人でもある蟬丸が逢坂山に住み、没後に上・下両社へ合祀された。その年は天慶九年（九四六）とも平安時代末ともいわれている。その後、蟬丸伝承は時代と共に全国各地へ広まり、天禄二年（九七一）

に繪旨が下賜されると、歌舞音曲の神として次第に音曲を始めとする諸芸に関係する人々の信仰が厚くなり、江戸時代には諸国の説教者（雑芸人）を統轄し、免許を受ける人々が全国的規模で増加した、とされる⁽⁵⁾。しかし、先の由緒論の成果をみれば、由緒に見える歴史的事象や信仰は、時代の流れの中で時々々の運営方針により取捨選択され、現在の形を構成するに至ったことが想定される。

関蟬丸神社は、特に芸能祖神蟬丸を祀る神社として注目され研究が蓄積してきた。その由緒や縁起に関する分析は、「関蟬丸神社文書」を整理した室木弥太郎氏をはじめとする諸氏により、祭神蟬丸の芸能信仰と、蟬丸を祖神とする芸能者による蟬丸伝承の形成という観点から行われてきた⁽⁶⁾。その問題関心ゆえに、先行研究では近世以降の史料を大部分とする「関蟬丸神社文書」から、史料上に表れる由緒や信仰の特性を遡及して、古代・中世の蟬丸伝承の形成過程を復元するという方法がとられてきた。一方で、本稿で主眼とするような、由緒書・縁起という史料自体が作成される過程や、背景にある近世・近代における神社運営の動向、由緒作成主体の歴史認識への関心は薄い。無論、中世史料の乏しい関蟬丸神社において、先行研究の問題関心と、そこから導き出された結論は容易に否定できない。しかし、近年の由緒論が示すように、由緒書や縁起は、作成された時代の歴史認識が反映され、同時代の政治的・社会的影響を強く受ける。そのような史料を扱う前提として、作成過程や作成時代の動向を追うことは不可欠なものと考えられる。特に、近世後期には別当による芸能者支配が強化され、都市大坂の宮地芝居への説教讀語座進出と共に、説教者以外の雑芸人ま

でも掌握していくようになる動向が指摘される⁽⁷⁾。このような中で、公儀への訴願に際して由緒を主張する場面も多く現れる。さらに、近年『蟬』に収録されていなかった近代史料が発見され、公文書と合わせて検討することで明治以降の社格昇進運動や、上社・下社合祀に伴う由緒形成も明らかになってきた⁽⁸⁾。このような史料も利用しつつ、近代の国家神道体制の中で如何に関明神が捉え直されていくのかも考えていきたい。

第一章 近世における下社の由緒の展開

(1) 近世の下社「再興」

関明神の初見とされるのが、『日本三代実録』貞観一十七年（八七五）十二月五日条の「五日甲寅、授⁽⁹⁾（中略）近江国従五位下小丈神従五位上、正六位上坂神従五位下（後略）」という記事である⁽⁹⁾。ここに表れる近江国の「坂神」が関明神と比定されるのは、関明神が逢坂関の鎮守や国境の神としての性格から、道祖神としての信仰的側面が認められることにある。一方で蟬丸が祀られているとする認識も、鴨長明『無名抄』に「あふさかのせきの明神と申は、むかしのせみまる也」と見えるように⁽¹⁰⁾、近世以前には成立しているが、史料上は道祖神や関所鎮神としての性格が強く見える。この点は、正徳期まで関守の由緒をもつ兵侍家という集団が、神社の運営を担っていたことから想定される⁽¹¹⁾。このような前提状況から近世においてどのように由緒が形成されていくのか。

近世における関明神の由緒認識を確認する上で、まず次の史料に注目したい。

【史料二】「神社僧坊改記」(『園城寺文書』四卷二三号) 元禄五年(一

六九二) 九月

一、三井寺領之年貢地

江州大津関寺
関清水大明神

其外公儀御除地

七百四十七年以前、天慶九年造立

五十二年以前寛永十八年再興

一、
(中略)
同末社 笹太神小社

右五ヶ所、再興造立同断

一、御除地

江州大津上関寺
上関大明神社

七百四十七年以前、天慶九年造立

一、
拝殿

右之分、園城寺別所従近松寺兼帯之

本史料は元禄五年の京都町奉行所の寺社改めに際して、領主である園城寺が提出した寺社改め帳の控である。まず「園城寺別所従近松寺兼帯之」とあるように、関明神は園城寺五別所の近松寺が別当として公的に支配していた。江戸時代中は関明神の縁起の作成や、公儀との応対も別当が行っている。そして、本史料において下社(関清水大明神)は、「天慶九年造立」「寛永十八年再興」、上社(上関大明神社)も

「天慶九年造立」と書き上げられている。ここから、現代の由緒に見える弘仁一三年(八二二)勸請の由緒や『日本三代実録』の記事が、この時点では認識されていない可能性が考えられる。¹²⁾ 本史料で「造立」とされる天慶九年(九四六)は、所々の由緒や縁起で確認できる蟬丸合祀の年である。¹³⁾ ここから、当該期には道祖神としての性格よりも、蟬丸の存在が重視されていたと考えられる。その背景には、中世から近世への移行に伴い、逢坂の関所が廃されたことが一つの要因として推察される。

では、如何にして蟬丸が祭神として位置づけられていったのか。そこで、下社「再興」の時期とされる寛永一八年(一六四一)頃の動向に注目してみたい。「関神社地記・関清水大明神御縁記」という史料では、寛永一五年冬に「新二御利生」が出現し、それを求めて多数の参詣者があったことを記す。参詣者は「小屋ヲ建御香水ヲ奉頂通夜仕」り、「三七日迄中ニ悉諸病人御利生ヲ奉請候」様子であった。この記述から、寛永期に病氣平癒に関わる「御利生」が出現したこと、加えて参詣者が「御香水」を求めていることから、下社境内にある「関清水」にまつわる信仰であったことが考えられる。¹⁵⁾ さらに、この「御利生」により下社が繁盛し、その利益で「三井寺領近松寺入五斗五升之年貢地之畑ヲ」買得して社地を拡張し、以降毎年「年貢五斗五升」を納めていることが記される。この時のことは宝永二年(一七〇五)の棟札など他の史料にも記されており、¹⁶⁾ 少なくとも一七世紀後半には下社の正史として位置づけられていた。

ちなみに、拡張された社地を元禄五年の「清水町絵図」で確認する

と、下社境内の関清水より奥が「三井寺領」とされ、それより手前が公儀除地となっている。⁽¹⁷⁾ 名所図会等の図からも分かる通り、⁽¹⁸⁾ 下社の本殿や拝殿はこの拡張された「三井寺領」の土地に建てられ、その社殿配置は現代まで引き継がれている。つまり、下社は寛永一八年の社地獲得と社殿建立を以て、神社としての景観を整えていくのであり、同時期はまさに下社「再興」の時期と位置づけられる。⁽¹⁹⁾

この下社の「再興」の契機となった病氣平癒信仰について、承応二年（一六五三）の「関清水大明神之縁記」では以下のように記す。

【史料二】「関清水大明神之縁記」（『蟬』一七）承応二年九月

関清水大明神之縁記

夫^レ南^レ刺^レ浮州^レ豊^レ原^レ乾^レ坤^レ開^レ闢^レ天^レ神^レ七^レ世^レ地^レ神^レ五^レ代^レ以^レ降^レ靈^レ神^レ堂^ニトシテ^ル如^レ在天^ニ日^ニ皇^ニ緒^ニ無^シ断^ニ継^ニ統^ニ也^一、于^レ茲^ニ近^ニ州^ニ志^ニ賀^ニ郡^ニ琵琶^ニ湖南^ニ大^ニ離^ニ相^ニ坂^ニ関^ニ大明^ニ神^ハ者^ハ延^ニ喜^ニ第^ニ四^ニ之^ニ王^ニ子^ニ蟬^ニ丸^ニ宮^ニ也^一、然^ルニ^ニ双^ニ眼^ニ閉^ニ目^ニ故^ニ依^ニ勅^ニ定^ニ延^ニ喜^ニ廿^ニ二^ニ千^ニ午^ニ春^ニ三^ニ月^ニ公^ニ卿^ニ大^ニ夫^ニ供^ニ奉^ニ蟬^ニ丸^ニ左^ニ遷^ニ相^ニ坂^ニ山^ニ各^ニ滴^ニ涙^ニ雨^ニ帰^ニ京^ニ（中^ニ略^ニ）有^ニ宮^ニ前^ニ小^ニ池^ニ之^ニ碧^ニ泉^ニ号^ニ之^ニ関^ニ清^ニ水^ニ、古^ニ今^ニ風^ニ人^ニ韻^ニ士^ニ題^ニ詠^ニ不^レ知^ニ幾^ニ其^ニ筭^ニ、夏^ニ天^ニ掬^ニ之^ニ漱^ニ、則^ニ冷^ニ々^ニ忘^ニ炎^ニ蒸^ニ、冬^ニ日^ニ斟^ニ之^ニ盥^ニ、則^ニ温^ニ々^ニ忘^ニ寒^ニ苦^ニ、四^ニ時^ニ沸^ニ然^ニ洗^ニ凡^ニ塵^ニ、故^ニ世^ニ人^ニ云^ニ関^ニ清^ニ水^ニ大^ニ明^ニ神^ニ也^一、蟬^ニ丸^ニ常^ニ苦^ニ兩^ニ眼^ニ盲^ニ使^ニ庶^ニ人^ニ破^ニ除^ニ盲^ニ聲^ニ瘡^ニ瘡^ニ一^ニ切^ニ之^ニ災^ニ害^ニ願^ニ望^ニ成^ニ就^ニサ^ニ甲^ニ也^一、如^ニ上^ニ詳^ニ載^ニ古^ニ記^ニ時^ニ寛^ニ永^ニ十^ニ六^ニ歳^ニ遠^ニ州^ニ住^ニ一^ニ男^ニ卒^ニ然^ニ成^ニ盲^ニ目^ニ于^ニ藥^ニ于^ニ針^ニ医^ニ之^ニ無^ニ其^ニ功^ニ、栩^ニ々^ニ一^ニ霄^ニ蒙^ニ奇^ニ絶^ニ之^ニ瑞^ニ夢^ニ而^ニ来^ニ詣^ニ当^ニ社^ニ參^ニ籠^ニ二^ニ一^ニ七^ニ日^ニ神^ニ前^ニ須^ニ叟^ニ双^ニ眼^ニ煌^ニ々^ニ明^ニ々^ニ眼^ニ痾^ニ平^ニ癒^ニ矣^ニ（後

略）

承応竜集^(承応二年)昭陽大荒落曆 近松寺

九月如意珠日 亮正欽疏

本史料では、蟬丸が盲目であることに苦しみ、庶人の病氣や障害を「破除」し願望成就させるとし、寛永一六年に遠州の人が参籠し眼病平癒したことを記す。このように、下社に発現した「新御利生」は、蟬丸の盲目伝承と結びついて語られていき、このことは他の史料でも窺える。⁽²⁰⁾ つまり、下社において蟬丸は、下社「再興」の契機となった病氣平癒信仰を体现するものとして表面化していく。

また、先行研究で寛永期は関明神と説教者が結びつく画期として指摘されている。斉藤利彦氏は、説教者へ下付された由緒巻物と同文の「関清水大明神御縁記」の年記を、寛永一八年の誤記と比定し、寛永期に説教者への巻物下付が開始されたとする。⁽²¹⁾ 同史料の年記が寛永一八年の誤記であるならば、まさに下社「再興」と共に成立した縁起と考えられ、説教者への由緒下付は、下社再興と同時期に開始されたと推定される。同縁起では蟬丸を妙音菩薩の化身と位置づけ、「或時ハ開眼有テ世間ノ盲目ヲ近付テ利益シ、或時ハ相坂上下ノ旅人ニ^(借用文)シテ其人ノ利益ヲ請ル事、是以テ佛菩薩ノ御方便也」とし、蟬丸の衆生利益の活動を病氣平癒や説教者の活動と結びつけて正当化する。このように、道祖神としての性格を後退させた下社では、新たに現れた病氣平癒の信仰により蟬丸の祭神としての地位が浮上し、「再興」と共に説教者への由緒下付を開始し、蟬丸を祀る神社としての性格を強めてい

く。当該期の祭神蟬丸は、これまで着目されてきた芸能信仰としての側面だけでなく、「再興」の契機となった病氣平癒信仰を体现する存在でもあった。

(2) 「音曲諸芸道祖神」としての蟬丸

その後も閑清水に対する信仰は確認されるが、一方で蟬丸は芸能神として性格を強めていく。これには如何なる動向があったのか。従来の研究では、説教者編成が強化される時期として、それまで下社運営を実態的に担っていた兵侍家が排され、別当が下社の実権を握っていく正徳期を画期とする⁽²²⁾。一方で、当該期には由緒の上で、蟬丸を殊更に「音曲諸芸道祖神」として主張する言説は見えない⁽²³⁾。次に示すように、蟬丸を「音曲諸芸道祖神」として主張する言説が見え始める時期は、寛政期ではないかと考えられる。寛政期の関明神では、配下にいた説教讃語座の大坂宮地芝居への進出に伴う興行出願と、その中で芸能者支配の「本所」として公儀権力に公認されるために、各地で説教者改めを実施していた⁽²⁴⁾。このような背景の中、公儀と接触する場面において、別当は蟬丸の芸能信仰を厚く語るようになっていく。

寛政七年（一七九五）一月に京都町奉行所へ提出された口上書では、蟬丸随従の臣下に、「供奉之輩音曲諸芸之業ニ而往来⁽²⁵⁾□旅人ニ助力を請、蟬丸宮を奉為養育」という由緒が追加され、説教者の直接の祖とされる師輔以外の臣下にも芸能の由緒が付される。例えば、もとは「遊女卜成」としか記されていなかった古屋美女の由緒は、「遊女卜相成、琵琶琴音之業を以旅人を慰、渡世仕候由緒ニ御座候ニ付、往

古より男女ニ不限芸道ニ而渡世仕候者共は、燈明料例年奉納仕」と、男女を問わず芸能を生業とする者に対する編成を主張する由緒に変化している。そして、本史料の奥には以下の文面が添えられている。

【史料三】「留記」（『蟬』四104）

但蟬丸宮之義者御順見所ニ御座候

醍醐天皇第四皇子

日本国中説教讃語勸進師音曲諸芸道之祖神也

右等之ものへ当社別当より免状差出

右之通社前ニ古来より掛札御座候以上

右之後追々諸国も取調、末流免状請候もの登山仕罷在候

ここで蟬丸を「日本国中説教讃語勸進師音曲諸芸道之祖神」とする「掛札」が登場する。そして、この由緒に基づき芸能者へ免状下付を正当化している。しかし、管見の限りこの掛札は、本史料以前の由緒書や説教者巻物には見当たらない⁽²⁶⁾。この掛札が作成される契機となったのは、「但蟬丸宮之義者御順見所ニ御座候」とあるように、公儀の寺社巡見ではないかと考えられる。実際に寛政五年には、京都町奉行所による寺社巡見が実施され、関明神もその巡見地に設定されている⁽²⁸⁾。公儀巡見に際して、このような掛札を設置することで、視覚的に説教者編成の正当性を示し、配下拡大を図る意図があったのではないだろうか。以上の公儀巡見を契機とした寺社の由緒公認は、京都空也堂が「歎喜躍躍念仏の本山」として自己形成を遂げる過程としても指摘されて

いる。⁽²⁹⁾

その後、寛政十年（一七九八）から、配下の清水金太夫による大坂三社（座摩・御霊・上難波）境内での座組興行出願を初めとして、芝居興行が繰り返し出願されていくが、天保改革の煽りを受け中絶する。⁽³⁰⁾ 安政二年（一八五五）にその再興を出願した際の「蟬丸宮由緒書」では、「村上天皇御宇天曆元年九月廿四日 勅諭有て、関清水蟬丸大明神と贈す、後冷泉院御宇安和二巳年、日本国中説教讃語勸善懲惡進音曲諸芸道祖神と 勅許有之候」と記されている。⁽³¹⁾ ここでは「音曲諸芸道祖神」の称号について、天皇の勅許によるという言説が現れ、さらに社号贈与についても由緒が付されている。これらの言説は、文久二年（一八六二）に公儀から「蟬丸宮来歴」を尋ねられた返答書にも、「冷泉院安和元戊辰」年に、賀茂社造営に際して帝が逢坂山を見て蟬丸のことを具に奏するように命じ、「安和二巳巳」に勅命により掛札を「宮居之柱ニ懸来」という記述が見えてくる。⁽³²⁾

しかし、翌文久三年に説教者の取調べに掛かり出された書面では、「江州滋賀郡関清水 蟬丸ノ宮者、日本国中説教讃語香具合業勸進師音曲諸芸之祖神ニ而、右職業之者は、当社免許相請可申儀、^(八十五) 全六十三代朱雀院之御宇天曆二辛未年、津々浦々迄御触渡ニ相成候」と記される。⁽³³⁾ ここで、安和二年とされていた「音曲芸道祖神」の由緒が、「朱雀院之御宇天曆二辛未年」に変化する。しかし、天曆二年（九四八）は戊申の年であり、ここで干支の間違いが生じている。故意か過失かは不明であるが、「天曆」とされたのは、恐らく天曆元年とされていた「関清水蟬丸大明神」号の贈号の由緒に合わせたものと考えられる。

さらに、「関清水蟬丸宮古縁起并勘文」（以下、古縁起）という由緒書では、「人王六十四代円融院御宇天禄二年辛未五月廿四日勅二曰ク、蟬丸宮者日本国中ノ説教讃語勸進師音曲諸芸道之祖神也」と記す。⁽³⁴⁾ 古縁起は「元禄五年秋九月 別当在判」の奥書を持ち、「永正二年乙丑六月 近松寺別当権少僧都在判」の奥書がある「関清水蟬丸宮本縁」を書写している。『蟬』に付された注では、「寺社御改之節」作成されたか。永正二年は疑わしい」と、奥書の年記は信用し、元禄五年の京都町奉行所の寺社改めに際して作成されたものと考ええる。しかし、古縁起の表紙には「右天禄二年辛未勸請」と記されているが、元禄の寺社改めの控である【史料一】には「天慶九年造立」とあるため、実際に元禄五年の寺社改めに際して作成されたものかは疑わしい。また下社では、寛政五年（一七九三）に祭礼日が九月二四日から五月二四日に変更されるが、古縁起では「毎年五月廿四日ノ祭礼、九月廿四日法楽両度執行」と記すことから、少なくとも寛政五年以降に成立したものと考えられる。

では、古縁起はどうして蟬丸の「音曲芸道祖神」の勅を天禄二年（九七二）とするのか。先に同由緒が文久三年には「天曆二辛未年」となっていることを確認したが、天禄二年は、辛未の年で「天」を冠し、さらに、もとの由緒である安和二年（九六九）に時期も近い。このように、由緒の整合性を持たせる中で、蟬丸の「音曲芸道祖神」勅許の由緒は、天禄二年と比定されていたと考えられる。この推測が正しければ、古縁起は文久三年以降、最幕末の作成であり、「音曲諸芸之祖神」の由緒を強調していく中で、近世後期に生まれてきた逸話を盛り

込んだ新たな縁起として作成されたものだろう。その際に、年記を公儀寺社改めの元禄五年に合わせることで、作成契機として現実性を増させたと推測される。

ここで現代の由緒を振り返ると、蟬丸が歌舞音曲の神として綸旨が下賜された年は天禄二年と語られている³⁶⁾。また古縁起では、蟬丸の没年について「遂以天禄九年丙午九月廿四日^ヲ、臨終正念如^レ眠而薨、春秋三十一歳云々^{一説云々天禄元年丁未云々}」とするが、現代の由緒にも「天禄九年とも平安時代末ともいわれている」とあり、親和性が認められる。以上のような現代の由緒との類似点からも、古縁起が近世の下社由緒の最終形態と考えられ、これを一定の基礎としながら近代以降の由緒が作成されていくことが想定される。

(3) 社外の記述に見る近世の関明神

ここまで、下社内部の動向に即して近世の関明神由緒の展開を見てきたが、本節では地誌・名所図会など、神社外部の視点から記述された史料から、近世における関蟬明神の認識を探ってみたい。

元禄二年（一六八九）の自序を持つ原田蔵六『淡海録』では、二社ある関明神について、「上関明神、吉田家云道祖神也、云下蟬丸也、仍而後の山を手向山ト云、むかしハ杉多、又ハ坂神トモ云³⁷⁾」とする。ここで、上社に道祖神、下社に蟬丸を祀るとする認識が覗え、さらにそれを「坂神」と称することを述べている。また、享保十九年（一七三四）成立の寒川辰清『近江輿地志略』では、下社を「或は清水あるを以て清水大明神ともいへり。祭る神蟬丸の霊也」、上社を「始は此社相

坂山の上にあり、手向神是也（中略）祭る所の神、道祖神（中略）或曰、疫神也と（中略）。土俗云祭神は延喜帝の皇女にして蟬丸の姉宮逆髪皇女なり（中略）」とする。しかし、上社に逆髪を祀ることを「妄説」「偽説」とし、当社を「さか神」と言い慣わすことは、「相坂の神」を略して「坂神」と言い、逆髪が同訓であることから生じた「誤」と説く³⁸⁾。また、大津四宮（現天孫神社）の神主、源重堅の著した『江南神社考』では、上社を本社、下社を御旅所として、「関明神、逢坂山麓鎮座、祭神一座、道祖神^{猿田彦命也}」とする³⁹⁾。このように一部の地誌や神道書では、特に上社を道祖神、下社を蟬丸と比定する傾向があった⁴⁰⁾。これらの認識は、近世後期の名所図会にも反映され、寛政九年（一七九七）刊、秋里籬島『東海道名所図会』では、上社について「祭神二座、一座は猿田彦命、又道祖神、或は幸神とも称す、一座は蟬丸の霊を祭る」とする⁴¹⁾。また、『伊勢参宮名所図会』では、「今山上に蟬丸宮二座東西にあり、これを関守神といふ、蟬丸と名けしは、近來の所為なるべし」とする⁴²⁾。

以上のように、外部における関明神の認識を検討すると、蟬丸のみを取り上げるのではなく、特に上社を道祖神とする説があったことが窺える。但し、「坂神」に言及する書物でも、『日本三代実録』の記述を取り上げるものはない。これに関して、文化十年（一一八三）成稿の伴信友『神名帳考証』でも、『日本三代実録』に見える近江国の坂神を、「上坂二座ス神ナルベシ」と坂田郡上坂の上坂神社に比定しており、神社の内外で国史見在社としての言説は確立していなかった⁴³⁾。

第二章 近代の社格昇進運動・神社合併と由緒の展開

(1) 関明神の明治維新

次に国家神道体制の中で、宗教秩序が大きく変容する近代に目を向けて検討していきたい。明治維新により神仏分離の風潮が高まると、神社の境内から仏教色の強いものが排除され、それまで別当として社務を担っていた社僧が排斥される。関明神でも、近世に公的な神社の支配を担っていた近松寺や園城寺は運営から退き、下社ではそれまで宮守として神社にいた三上氏が神職として運営を担っていくことになる。昭和期に作成されたと思われる三上氏の「累代家系記録」では、寛政六年（一七九四）に宮守に補任され三上左内と改名した中園采女を初代とし、代々左内を襲名し神職を勤めたことが記される。⁽⁴⁴⁾

明治初期の神社行政は、明治四年（一八七二）五月「官社以下定額・神社改正規則」の発布から、神社制度の整備と共に府県社以下の実態把握が図られ、明治一二年の神社明細帳整備を以て一旦の完成をみる。⁽⁴⁵⁾ それに合わせて地域内では、神仏分離を伴いつつ国家神道に合わせた祭神の改替が行われていく。⁽⁴⁶⁾ 明治三年五月付、社司三上左内の署名を持つ「関清水大明神勧進帖」では、下社の祭神について「社伝二曰祭神二座（一座ハ猿田彦命ニシテ幸神又進賢宮
一座ハ関蟬丸の霊を祭る）とする。⁽⁴⁷⁾ 同史料の内容自体は、「抑蟬丸と申奉るハ」と書き出すように、蟬丸の由緒をまとめているが、地誌や名所図会に見えていた道祖神・猿田彦命を祭神とする言説が社内⁽⁴⁸⁾の由緒にも取り入れられ始めたことがわかる。

次に、明治一二年（一八七九）時点の明細帳の記述を見ると、上社

が「関蟬丸神社」、下社が「関清水蟬丸神社」としてそれぞれ村社格に設定され、祭神と由緒については上社が「祭神猿田彦命、相殿蟬丸」で「由緒不詳」、下社が「祭神豊玉姫命、相殿蟬丸」で「由緒不詳」⁽⁴⁹⁾とされている。ここで、猿田彦命に代わって豊玉姫命が下社の祭神として登録されたことが判明する。この祭神の変化は、少し遡って明治六年三月三十一日付で、上関寺町戸長辻仁兵衛はか一二名より、滋賀県令松田道之へ宛てられた、「関清水神社郷社御願書」で、「弘仁十三年勧請、一、関清水大明神一座、式外、祭神豊玉姫命、天慶九年九月勧請、一、蟬丸宮一座、式外、延喜第四皇子」と確認できる。⁽⁵⁰⁾ 近世には地誌などにおいて、上社に道祖神を祀ると説く傾向があったが、恐らくこの影響により、上社が道祖神＝猿田彦命を祀るものと比定され、下社には別の祭神が設定されたと考えられる。

猿田彦命に代わって設定された豊玉姫命（豊玉毘売）は、記紀神話の海幸・山幸伝承に登場する神で、海神豊玉彦を父とし、神武天皇の父である鸕草草葺不合命を生んだ女神である。伝承の中でその正体は「和邇」「竜」とされ、水霊・龍神信仰の側面を持つ。⁽⁵¹⁾ 確信的な史料はなく推察の域を出ないが、上記の旨を踏まえるならば、下社の祭神は関清水の存在により豊玉姫命に設定された可能性が高い。下社では近世を通じて蟬丸の存在が強くなっていくが、関清水の病氣平癒信仰により「再興」した神社であり、近世には「関清水大明神」と呼称されて、明治期にも「関清水蟬丸神社」という名称となる。加えて、蟬丸の姉宮である逆髪を合祀したという伝承もあり、女神である豊玉姫命が選ばれた可能性が高い。また、豊玉姫命は、神武天皇の父を生んだ

天皇家との接点も深い神でもあり、皇室との関わりという側面でも、新たな祭神として迎えられやすかったと考えられる。⁽⁵¹⁾

(2) 社格昇進運動から上・下社合祀へ

明治維新を経て、上社は猿田彦命・相殿蟬丸、下社は豊玉姬命・相殿蟬丸を祭神として近代へ移行した関明神であったが、その後、下社では再び祭神変更の動きが現れてくる。その動向と関わるのが、明治三十年代以降、社掌の六代目三上左内のもと展開された下社の社格昇進運動である。

まず、明治三二年（一八九九）に、下社社掌三上左内と氏子惣代から、滋賀県知事河島醇宛で社格昇進の請願が出される。⁽⁵²⁾ここでまず主張されるのは、「嵯峨天皇御宇弘仁十三年の創立にして近江国中尤も名勝の地に鎮座し奉りしにより逢坂の関と共に噴々として世に顕著なる事は既に三才の児童と雖も能く知る名社且古社」という点である。請願の前年明治三十一年の名勝旧跡調査に際して、三上左内は関清水と下社の旧跡取調書を作成しており、⁽⁵³⁾社格昇進運動も同時期の名勝旧跡に対する社会的関心の高揚の中、逢坂関と結びつく史跡としての側面を強調しつつ展開された。⁽⁵⁴⁾また、社格昇進そのものの主張として、「皇室に對し奉り深き御由緒なる」ことを挙げる。特に、「代六十二代村上天皇天曆元年九月廿四日勅定により関清水蟬磨宮大明神と御奉崇之給ひ、又永正四年迄は五月廿四日神事、九月廿四日は法樂の両度には必共毎年内教坊より舞人を遣はされ、殊には 六十三代冷泉院安和二年、また六十四代円融院御宇天禄二年五月廿四日に、当神社を諸芸の祖神

云々と勅詔を以て定められ給ひし」と、古縁起の内容を引用し、贈号や「諸芸の祖神」の勅詔を主張する。これらは近世後期になり、蟬丸の芸能祖神化の中で語られてきた由緒である。明治維新を経て祭神が別に設定されるが、皇室との関わりという側面においては、蟬丸の由緒を捨象できるものではなかった。

さらに、神社明細帳において「由緒不詳」としていたことを一転して、以下の通りの由緒を記す。

【史料四】「村社関清水蟬丸神社昇格之義請願」⁽⁵⁵⁾

関清水神社者弘仁十三年中勸請之也、境内有靈泉号之関清水、其頃全国疫疾流行、巨万人全員臥病惱、命脈將絶果、然而咽潤此醴泉、忽其病瘳、庶人成濁仰思、貴賤群聚、勸請一社奉崇龔関清水大明神、厥日境内巖上瑞雲鑿、即来現関清水大明神給、衆人感応徹肝膽、其石於今本社有右傍、明神顯給靈嚴故号鏡石、相伝右靈泉古今風韻土題詠不知幾其算、夏日赫天掬之漱、則冷然忘炎蒸、冬日酌之盥、則温然忘寒威苦、四時沸然、漸凡瑤也、其後星移物換、延喜年中醍醐帝第四皇子蟬丸宮住逢坂之麓給、蟬丸常苦雙眼盲、使庶人破除盲聾瘖瘵一切之災害願望成就也、如上詳審載古記、時天慶九年九月廿四日冀、蟬丸宮遂薨去逢坂麓給、依皇族天慶九年追崇御相殿、従是于世奉称関清水蟬丸宮者斯謂也、（後略）

ここで新たに付け加えられた由緒は、芸能祖神蟬丸を取り上げた由緒でも、地誌等に見えた道祖神の由緒でもなく、関清水の霊水信仰に

光が当てられ、祭神豊玉姫命に合わせたものである。また、承応二年（一六五三）の【史料三】と文章が一致する箇所が多くみられ、これを参考にしたと考えられる。本由緒はそのまま明治三二年一月二六日付で神社明細帳への登録が申請され、明治三三年二月二八日付で登録が許可される⁽⁵⁶⁾。

しかし、社格昇進の申請は、明治三三年二月四日付で、稟議に及び難き旨が三上左内と氏子へ通達され、結果的には失敗に終わる⁽⁵⁷⁾。そして、間もなくして明治三五年（一九〇二）三月一五日付で「祭神訂正御願」が提出される⁽⁵⁸⁾。ここでは、「祭神豊玉姫命ト御届申上ケタルハ、全ク其当時神職ノ粗漏ニヨリ生シタル義ニシテ、（中略）豊玉姫命ヲ御祭神トスル事ハ大ニ其当ヲ不得事ト存シ」とし、一転して祭神豊玉姫命を否定する。そして、「古老ノ伝説ニ符合スル別紙考証有之、全当神社御祭神ハ道祖神、即チ八衢彦神・八衢姫神・久奈戸神ヲ奉斎セル事明瞭仕候」として、新たに祭神を道祖神として信仰のある祭神を設定しようとする。

「蟬補」には、「近江国大津市清水町（逢坂山麓）鎮座村社関清水蟬丸神社御由緒調査書」と題される史料が残る。本史料には三上左内の「私考」として「当神社御祭神ハ道反大神ナル事ハ前記考証ニテ明ナリ、然ルニ祭神豊玉姫命ト当時明細帳ニ登載アルハ古老伝説ニ有ル如ク、延宝三年寺門ノ僧当神社ニ於テ祈雨ノ法会ヲ執行セシト、又社地ニ関ノ清水ナル者アレバ祭神ハ之レ全ク龍神ナリト其当時ノ神職憶測シテ、豊玉姫命ト明治十二年明細帳御届致シタル事信ジテ疑ザル所ナリ」と、祭神を豊玉姫命としたことを、当時の神職が関清水から龍神と憶測し

て記したと考えている。本史料中には「祭神訂正御願」で存在を示しつつも引用のなかった「古老ノ伝説」も引用され、そこには「当社ヲさか神ト云ヒテ旅立スルトキハ境内ノ小石ヲ拾ヒ往キ、帰国スレバ持チユキタル石ニ一個ヲ添ヘテ返セリ、さる祭トテ毎年六月末ノ丑ノ日ニ神前ニ苧ヲ奉リタレドモ、イツ程ヨリカ此事絶ヘタリ」と、下社に坂神や幸神としての信仰があったことを伝えている。以上のような、三上左内の「私考」と「古老ノ伝説」の記述から、本史料は明治三五年の請願に伴って作成されたものであると考えられる。さらに、本史料にはこれまで見えてこなかった『日本三代実録』の記述も引用されており、同時期には三上左内が『日本三代実録』に見える「坂神」を関明神と比定していたこともわかる。以上の三上左内の考証成果に基づき主張された祭神変更であったが、請願は認められず祭神は引き続き豊玉姫命とされた⁽⁵⁹⁾。

その後、下社に動きが見えるのが明治四三年（一九一〇）に始まる上社との合祀運動である。明治末年から大正初年にかけて、政府主導により全国的規模で神社整理が展開されていくが、その流れの中で関明神も下社・上社の合祀が目論まれた。明治四三年十月一五日付で上社氏子惣代と下社社掌三上左内・下社氏子惣代から、滋賀県知事川島純幹宛で、「神社合祀並ニ社号改称御願」が提出される⁽⁶⁰⁾。ここでは、上社が氏子減少により維持法が成り立たず「全ク廢社同様ノ姿」になっているので、「関清水神社ハ往古ヨリ深キ関係有之候条、氏子一同協議ノ上、社有財産全部相添ヘ該神社ヘ合祀ノ上、社号ヲ関蟬丸神社ト改称シ、永遠ニ祭祀ヲ厳重ニ奉仕仕度」と願ひ出ている。この時は、上

社を下社へ合祀し、一社として「関蟬丸神社」と改称するように計画されていた。続く明細帳の訂正案では、従来の下社由緒の次へ、「祭神猿田彦命、蟬丸霊ヲ奉祀せる神社ハ関蟬丸神社ト称シ、村社トシテ大津市上片原町ニ鎮座アリシ処、明治 年 月 日許可ヲ得テ、本神社即チ関清水神社へ猿田彦命ヲ合祀シ蟬丸ノ霊ハ合霊シ、関清水蟬丸神社ヲ関蟬丸神社ト改称ス」と書き入れる案が記されている。以前に祭神を道祖神に変更することに失敗した下社であったが、ここで上社を合祀することは、上社祭神として設定されていた猿田彦命を勧請し、「関蟬丸神社」として道祖神を祀ることにつながる。

この歎願は「(上社・下社は) 共ニ相応ノ由緒ヲ有シ古来名勝地トシテ著名ノモノニ付、相当ノ設備ヲ施シ維持法」を要するとして許可されなかったが、改めて大正五年(一九一六)一月四日に、上社・下社の合併歎願がなされる。⁽⁶⁵⁾そこでは、「往古ヨリ近江国逢坂山麓ニ御鎮座ニシテ関所鎮護ノ神ナリ、社殿二所ニ有ルト雖モ、関神社^{上社}ト称シ別当社職モ一人ニテ経費及氏子ノ区別ナク、全ク一社ニ御座候」として、「明治維新後独立ノ姿ト相成」った両社を、「往古ノ通現状ノ併合併、社号ヲ関蟬丸神社^{上社}ト復旧」することを申請している。前回の懸念点を解決した今回の歎願は無事に認められ、⁽⁶⁴⁾ここで、現代に継承される上・下両社を残した形で合祀された。明治末期から大正初期にかけての神社合祀は、地域社会の信仰を無視した政府の強行的な姿勢が指摘されるが、⁽⁶⁶⁾関蟬丸神社の事例では必ずしも政府の強行的な姿勢のみではなく、神社の由緒獲得のために、能動的に推し進められた側面があったことを指摘しておきたい。

以上のように、明治三二年の社格昇進歎願の失敗以降、道祖神を祭神として設定するように、歎願を繰り返してきた下社であるが、なぜ道祖神を祭神とすることが重要であったのだろうか。それを物語るのが、昭和四年(一九二九)九月二〇日に、社掌三上左内と氏子惣代から出された社格昇格願である。⁽⁶⁷⁾本史料では冒頭から「当社社ハ古ク坂神社ト称シ奉リテソノ名ヲ日本三代実録ニ現ハシ、関明神社トシテノ崇敬ハ逢坂関ノ重視セラル、ト共ニ累加セラレタリ、亦一方蟬丸宮トシテノ尊崇モ古来殆ンド日本全国ニ亘リテ、音曲芸道ノ上ニ光被セラ、ヲ見タリ」と関蟬丸神社が崇敬を集めてきたことを述べる。ここで、これまで主張されてこなかった国史見在社としての性格が主張されている。本史料に添付される「由緒資料」でも、「国史ニ見ユル坂神社ニ就イテ」として「大日本史神祇志マタ「所在不詳」トナセリ、サレドモイマ之ヲ名ニ考ヘテ逢坂関ノ守護神トナス、必ズシモ不当ト云フベカラズ」と逢坂関の守護神であることを根拠に、関蟬丸神社を『日本三代実録』の「坂神」と比定する。この昇格願の結果、昭和五年五月三十一日に郷社への昇格決定通知がなされ、晴れて関蟬丸神社は郷社となった。

以上のように、道祖神としての祭神設定は、関蟬丸神社にとって、国史見在社としての由緒の獲得に関わる重要な要素であった。近代の国家神道体制の社格制度において、式内社と国史見在社の古社が尊重される傾向があったことは古くから指摘されている。⁽⁶⁷⁾下社では、明治三年の社格昇進歎願の失敗以降、種々歎願を繰り返し道祖神としての由緒を主張してきたが、その背景にあったのは『日本三代実録』の「坂

神」を同社に比定し、国史見在社として由緒をアピールすることであったと考えられる。

おわりに

本稿では、近世から近代における関明神の由緒の展開を、祭神に関する言説の変化を軸に検討してきた。中世以来、道祖神や関所鎮神としての性格が強かった関明神は、逢坂の関所が廃されたこともあり、近世にはその性格を後退させる。それに代り、寛永期の病氣平癒信仰の流行と、神社の「再興」に伴って、それを正当化するものとして蟬丸が祭神として表面化する。さらに説教者編成も本格的に開始され、蟬丸の芸能神としての側面も押し出されていく。同時期の祭神蟬丸は、必ずしも芸能神としての性格だけでなく、多面的な性格を包括する存在であったことを強調しておきたい。その後、寛政期に至り、公儀と接触する場面で蟬丸の芸能信仰の側面を強く押し出し、やがて「音曲芸能祖神蟬丸」としての言説と関連する由緒が付与されていく。

明治維新以降、別当が社内から退き、宮守の三上氏が社司・社掌として運営を司るようになると、新たに上社の祭神が猿田彦命、下社の祭神が豊玉姫命と設定される。しかし、下社では明治三十年代から、社格昇進運動を展開していき、その過程で、三上左内は関明神が『日本三代実録』に見える「坂神」に比定可能なことを発見し、下社の祭神を道祖神に変えるように種々請願をしていく。最終的に猿田彦命を祭神としていた上社と合祀し、昭和初期に郷社へと昇格を果たす。この

ように、関明神においても、近世から近代にかけて様々な政治的・社会的動向の中で由緒の創出・変容が見られる。同社の由緒等から蟬丸の芸能信仰の展開を検討する場合、史料の作成背景を吟味して活用する必要がある、全てを蟬丸の芸能信仰に帰結させるのではなく、様々な信仰の存在や時代による変化を前提として捉え直す必要がある。

また、先行研究では関蟬丸神社の縁起・由緒を、古い伝承として活用していく傾向があったが、本稿でみたように、現代へ伝わる過程で考証という営みが入る可能性を意識しなければならない。考証は伝承を歪んだ形で伝えるものではなく、当時の人々の歴史観を反映し、由緒・伝承を再解釈する行為である。そのような営みに注意を向けることで初めて、芸能信仰だけではない関蟬丸神社の持つ信仰の多面性を理解することができよう。

注

- (1) 由緒論に係る研究史・研究動向については、久留島浩「村が「由緒」を語るとき―「村の由緒」についての研究ノート」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団』山川出版社、一九九五年)、山本英二「日本中近世史における由緒論の総括と展望」(歴史学研究会編『由緒の比較史』青木書店、二〇一〇年)、「地域の歴史叙述―寺院・温泉・縁起」(島蘭進ほか編『シリーズ日本人と宗教第五巻 書物・メディアと社会』春秋社、二〇一五年)、坂田聡編『古文書の伝来と歴史の創造』(高志書院、二〇二〇年)などを参照。

- (2) 寺社と由緒に関する総論的な動向については、西田かほる「寺社縁起の創出―甲州地方の神社を中心に」(『国文学解釈と鑑賞』七〇巻一〇号、二〇〇五年)、上野大輔「宗教と社会」(上野大輔ほか編『日本近世史入門』勉誠社、二〇二四年) 参照。個別研究としては、幡鎌一弘「近世春日社における歴史のナラティブ―春日若宮祭祀創始説の再検討―」(『寺社史料と近世社会』法藏館、二〇一四年、初出二〇〇八年)、馬部隆弘「交野天神社の祭祀構造と樟葉宮伝承地」(『由緒・偽文書と地域社会』勉誠出版、二〇一九年、初出二〇〇九年)、向村九音「創られた由緒―近世大和国諸社と在地神道家」(勉誠出版、二〇二一年)、西田かほる「近世遠江における親王由緒―木寺宮をめぐる―」(『静岡文化芸術大学研究紀要』二一号、二〇二一年) など事例が蓄積されてきている。
- (3) 本稿では便宜上、史料からの引用を除き、本文ではそれぞれを上社・下社と統一して表記する。また、両社を合わせて一社と捉える場合は関明神と表記し、大正期の合祀以後の神社を関蟬丸神社と表記する。
- (4) 室木弥太郎・阪口弘之編『関蟬丸神社文書』(和泉書院、一九八七年)。同書解説によれば、関蟬丸神社別当寺であった近松寺から移管された史料を含むという。現在『蟬』に所収された原本史料は行方不明であり、一部は『新修大津市史』編纂のために撮影された、大津市歴史博物館架蔵写真帳(以下、写真帳「蟬」)で閲覧できる。
- (5) 関蟬丸神社由緒(関蟬丸神社ホームページ、<https://seminaruehoh.net/>) 二〇二四年十月九日最終閲覧。
- (6) 室木弥太郎「説教の者と蟬丸宮」(『増訂 語り物(舞・説経・古浄瑠璃)の研究』風間書房、一九八一年、初版一九七〇年)、土井順一「説教者の蟬丸信仰とその芸能形態とに関する一考察」(『国文学論叢』二〇巻、一九七五年)、服部幸雄「逆髪(の)宮」(『宿神論―日本芸能民信仰の研究』岩波書店、二〇〇九年、初出一九七八・七九年)、斉藤利彦「逢坂山と関清水蟬丸宮―さら説経と蟬丸信仰を中心に―」(『歴史学部論集』三三号、二〇一三年) など。また、霊水信仰に注目したものとして、大森恵子「三井寺の弁財天信仰の拡大と盲人芸能者の関わり―特に、別所の近松寺と関清水蟬丸大明神を中心に―」(『山岳修験』四五号、二〇一〇年) がある。
- (7) 神田由築「都市文化と芸能興行―大坂を中心として―」(『都市文化研究』三三号、二〇〇四年)、武内恵美子「説教讀語と大坂の歌舞伎」(『歌舞伎囃子方の楽師論的研究 研究篇』和泉書院、二〇〇六年、初出二〇〇二年)。
- (8) 現在大津市歴史博物館保管、未整理。以下、これら近年発見された関蟬丸神社の補遺史料は、「蟬補」と表記する。
- (9) 『日本三代実録』(新訂増補国史大系、吉川弘文館)。なお、本稿における史料引用では、読点・傍線・() 付の補足は筆者により、返り点等は原典ママとしている。一方で後述するように、必ずしもこの「坂神」が関明神であるという確証はない。
- (10) 鴨長明『無名抄』(大曾根章介・久保田淳編『鴨長明全集』貴重本刊行会、二〇〇〇年)。本史料が、建暦元年(一一二一)末以降、建保四年(一一二六)閏六月以前成立とされていることを踏まえると(久保田淳「無名抄」『国史大辞典』吉川弘文館)、鎌倉期にはその認識があったものと窺える。もともと、同書に関明神と蟬丸を結び付ける記述があるのは、歌論書としての性格に依るところが大きいと思われる。関明神に蟬丸を祀るという認識が、同時代にどれだけ一般的に捉えられていたのか、それとも和歌文芸の世界のみで展開していたのかという点は、別に論じるべき課題である。
- (11) 兵侍家については、拙稿「近世三井寺と関守由緒の集団」(『ヒストリア』三〇四号、二〇二四年) 参照。例えば「寺門伝記補録」第五(『大日本仏教全書』一二七)には、「関明神祠キリノミヤ 近州アサカ會坂山関明神二所、一在坂頭、一居坂脚、神祠自往古、而在焉、未詳其始、相伝曰、二所同祭道祖神、以為関所鎮神、朱雀院御宇、詔崇祭蟬麻呂靈于当社、土俗今因祠名蟬麻呂宮(後略)」とある。道祖神としての側面の

検討は、註6服部「逆髪」の宮に詳しい。

- (12) 『蟬』の注記で「寛永以後、承応以前の作成か」と記される「関清水神社由緒書」(『蟬』一五)では、弘仁一三年「勸請」の由緒を記す。しかし、明治以前の下社は明神号で表されるのが一般的であり、『蟬』の「解説」でも、明治九年十月一日滋賀県布達により、「從來某明神ト称エ候向ハ自今某神社ト改称候事」として下社は「関清水蟬丸神社」と改称すると指摘される。他の神社でも、明治以降に社号としての「神社」号が広まっていくことが指摘されており(米地実「神社の呼称法」『村落祭祀と国家統制』御茶の水書房、一九七七年、後掲註55の通り、「関清水神社由緒書」も明治期の作成と見てよい。管見の限り、これ以外に『蟬』の近世期の史料で、弘仁一三年に勸請という由緒は見えない。例えば前掲註「寺門伝記補録」、「関清水大明神縁起」(『蟬丸』一四)など。

- (14) 「関神社地記・関清水大明神御縁起」(『蟬』三四)。
 (15) 宝暦三年(一七五三)ごろ起草とされる(樋口秀雄「類聚名物考」『国史大辞典』吉川弘文館、山岡俊明「類聚名物考」(近藤活版所、一九〇四年)地理部三七では「関清水大明神といふ社あり、石の鳥居立たり、その社の前に石を畳みて清水出る所有り、是を御香水と名付て目を病人、此水にてあらふ事なり」と記す。
 (16) 「棟札B」(『蟬』五二)宝永二年一月二三日。
 (17) 「清水町絵図写」(天津市歴史博物館所蔵)元禄五年。
 (18) 寛政九年(一七九七)刊「伊勢参宮名所図会」(『大日本名所図会 第一輯第四編』大日本名所図会刊行会、一九一九年)。
 (19) 村上紀夫『近世勧進の研究―京都の民間宗教者』(法藏館、二〇一二年)では、一七世紀前半から半ばにかけて、利益信仰の流行と共に、それまでの「小祠」が景観を整え、神社として成立していくことを指摘する。また、前掲註16「棟札B」では、「再興」以前の下社を「小社」とも記しており、下社も同じような動向の中で、神社として確立していくもの

と考えられる。

- (20) 「御巻物抄」(『蟬』一四)には「相坂ノ関ノ清水ニテ御目ヲ洗イ玉ヘハ立ニ明眼スト云々」とある。本史料は説教者へ下付された由緒巻物の注釈書である。蟬丸開眼伝承が関清水の霊験により生じたことは、山本吉左右「伊那の説教師―幕末説教師の動向―」(『文学』四〇巻一、一九七二年)で既に指摘されている。一方で、前掲註6齊藤「逢坂山と関清水蟬丸宮」では、関明神を祭祀していた集団が、盲僧から晴眼の説教者に変わったことで蟬丸開眼譚が成立するとし、近世以前に関明神に結びついた芸能者の変化として評価している。しかし、前掲註6土井「説教者の蟬丸信仰とその芸能形態とに關する一考察」で「蟬丸の開眼理由については様々考えられるので簡単には断言できない」とするように、蟬丸開眼伝承の成立を明確に断言できるだけの史料はない。筆者は関蟬丸神社と中世の盲僧を結び付ける実証的な史料がない以上、開眼伝承の成立を中世に遡及することは難しいと考えるが、本稿では開眼譚の成立自体には踏み込まず、ひとまずは下社「再興」時の由緒認識の問題として捉えたい。
- (21) 齊藤利彦「近世期説教者と組織編成」(世界人權問題研究センター『研究紀要』一三三、二〇〇八年)。「関清水大明神縁起」(『蟬丸』一四)。なお同史料の年代比定については、『蟬丸』一四の注記にて示唆されている。前掲註6室木「説教の者と蟬丸宮」、齊藤利彦「兵侍家追放と三井寺」(『佛敎大学アジア宗教文化情報研究所研究紀要』二二、二〇〇六年)など。
- (22) 『蟬丸』四A、四B、四Cに分類される説教者関係史料には、説教者居住地の村役人や領主とやり取りした書状控が多く残るが、「音曲芸道祖神」という言説は見られない。勿論、蟬丸が琵琶等の芸能に通じており、説教者とながる上でも芸能神としての性格を持つことは明白であるが、当該期にはその側面が殊更に言説化されておらず、病氣平癒信仰など他の側面と同居していたということが重要と考えている。
- (23) 『蟬丸』四A、四B、四Cに分類される説教者関係史料には、説教者居住地の村役人や領主とやり取りした書状控が多く残るが、「音曲芸道祖神」という言説は見られない。勿論、蟬丸が琵琶等の芸能に通じており、説教者とながる上でも芸能神としての性格を持つことは明白であるが、当該期にはその側面が殊更に言説化されておらず、病氣平癒信仰など他の側面と同居していたということが重要と考えている。

- (24) 前掲註7 神田「都市文化と芸能興行」、武内「説教讀語と大坂の歌舞伎」。また、寛政四年には、神社運営について散銭等の収入は修復料として氏子が差配し、説教者の礼物は別当に納めるように取り交わしがなされ、別当の経営が説教者編成に限定されていくことも重要と考える（『奉願口上覚』『蟬』三15、寛政四年二月）。この点は別稿で考察したい。
- (25) 「留記」（『蟬』四104、写真帳「蟬」101にて校訂）。なお、前年の寛政六年にも奉行所より「蟬丸宮由緒説教者免許之次第」が尋ねられており、寛政七年には「同尋二付」本史料が提出されたとする（『縁起等雜纂』『蟬』一12）。寛政六年には、京都町奉行所より寺社巡見が実施されており（後掲註参照）、恐らくそれに伴う公儀の調査の流れで由緒が提出されたものと思われる。
- (26) 前掲註21「関清水大明神縁起」では、蟬丸の左遷に随って逢坂で過ごした臣下について「居留ル人ハ基経・師輔・古屋ノ美女也（中略）古屋ノ女房藤葛ヲ捻リ、基経・師輔育參ラセ、タツキモ知ス山ニテ木ノミヲ拾ヒ草ノミヲ取テ月日ヲ送り給ヒシニ、天慶九年丙午九月ニ崩御アリ、御年卅一ト云々、其後基経ハ江州志賀ノ里ニ住シ、古屋ノ美女ハ遊女ト成、師輔ノ行末ハ今ノ世ノ説教者是也」と記す。
- (27) 例えば説教者巻物について言えば、宝暦二年（一七五二）に駿河国の説教者へ下付された巻物（『蟬丸宮由来』国立国会図書館蔵、請求記号：す一89）でも、前掲註21「関清水大明神縁起」と文面がほぼ変わらず、蟬丸を音曲芸道祖神とする言説は見えない。また、享保八年（一七二三）成立の地誌、寒川辰清『近江輿地志略』ではその掛札の存在は確認できないが、寛政九年刊の『伊勢参宮名所図会』には見える。
- (28) 『京都町触集成』第七卷（山波書店、一九八五年）九〇九号。
- (29) 森田竜雄「鉢叩」（横田冬彦編『シリーズ近世の身分的周縁二 芸能・文化の世界』吉川弘文館、二〇〇〇年）。
- (30) 前掲註7 諸論文。特に神田「都市文化と芸能興行」一四三頁、表1では関蟬丸神社の大坂での興行出願がまとめられている。
- (31) 「説教一条留記」（『蟬』四105）安政二年三月。
- (32) 「口上覚」（『蟬』四125）文久二年六月。
- (33) 「説教座一件出願写」（『蟬』四130）文久三年十二月。
- (34) 「関清水蟬丸宮古縁起并勘文」（『蟬』一8）。『蟬』に収録された原本となる史料の写真がある（写真帳「蟬」3）のに加え、明治三年五月付「関清水大明神勧進帖」が合綴され、表紙に「西村家所蔵」の蔵書印を持つ、『蟬』収録のものとは別のものが発見された（『蟬補』）。西村氏は上関寺町の氏子として名前が見え、少なくとも、氏子圈において近世末から近代初期にかけて、同史料はある程度普及していたものと思われる。
- (35) 「乍恐口上書」（『蟬』三16）寛政五年五月三日、「記録」（大津市歴史博物館架蔵写真帳「園城寺文書」D-11-77）。
- (36) 前掲註5 参照。
- (37) 「近江史料シリーズ 四」（滋賀県地方史研究家連絡会、一九八〇年）。
- (38) 『新註近江輿地志略全』（弘文堂書店、一九七六年）。
- (39) 源重堅稿『江南神社考』（同志社大学今出川図書館所蔵、請求記号：J15/M378）文化一一年写。
- (40) また、正保二年（一六四五）刊の林羅山『神社考詳節』（『神道大系 論説編二〇』（神道大系編纂会、一九八八年）では、「関明神、相坂関明神者、蟬丸也、有草屋之迹、深草天皇時、良峯宗貞（僧正遍照也）為勅使来習和琴、海道記云、蟬丸者、延喜第四之宮也、故二此関辺、号曰四宮河原、今按、右両時世有異」とある。『神社考詳節』の記述は、他の神道書や地誌にも影響を与えたと思われる、白井宗因『神社啓蒙』（『神道大系 神社編二』神道大系編纂会、一九八八年）、水雲堂孤松子『京羽二重』（『新修京都叢書 第六卷』光彩社、一九六八年）など類似・派生した記述が多く見られる。
- (41) 『大日本名所図会 第一輯第七編』（大日本名所図会刊行会、一九二〇年）。
- (42) 『大日本名所図会 第一輯第四編』（大日本名所図会刊行会、一九一九年）。
- (43) 『伴信友全集 第二』（国書刊行会、一九〇七年）。

- (44) 「累代家系記録」(「蟬補」)。
- (45) 明治初期の神社行政については、米地実「近代神社制度の整備過程」(「村落祭祀と国家統制」御茶の水書房、一九七七年)、坂本是丸「近代神社制度の整備過程」(『国家神道形成過程の研究』岩波書店、一九九四年、初出一九八四〜八五年) 参照。
- (46) 安丸良夫「神々の明治維新―神仏分離と廃仏毀釈―」(岩波書店、一九七九年)。
- (47) 「関清水大明神勧進帖」(「蟬補」) 明治三年五月。本史料は前掲註34に記した通り古縁起と合綴されている。なお、同年三月には、氏子当番町の代表より、園城寺政所へ普請願が提出されている(「下関寺町大西治助他、蟬丸宮拝殿普請につき以書付御届奉申上候」『園城寺文書』六卷三七三号、明治三年三月)。
- (48) 「関蟬丸神社明細帳」(滋賀県立公文書館所蔵特定歴史公文書(以下「公文書」、明一す―27)、「関清水蟬丸神社明細帳」(「蟬補」) 明治一二年(一八七九) 一二月。
- (49) 「関清水神社郷社御願書」(写真帳「蟬」一〇七) 明治六年三月三二日。豊玉姫命については、松前建「豊玉姫神話の信仰的基盤と蛇女房譚」(松前建著作集第九巻 日本神話論I) おうふう、一九九八年、初出一九七一年) 参照。
- (51) この点に関しては、「歴史文化社会論演習」(二〇一三年一二月二三日) における研究報告の際にご意見を賜った。
- (52) 「村社関清水蟬丸神社昇格之義請願」(「公文書」明一す―633) 明治三二年一月三〇日。
- (53) 「関の清水旧跡取調書」(「蟬補」) 明治三二年二月一三日、「関清水蟬丸神社旧跡取調書」(「公文書」明一せ―105―4) 明治三二年四月一九日、ともに三上左内の作成で、明治三二年内務省訓令一〇四号訓令に基づく調査によるものである。
- (54) 本願書には、本文に続き下社の由緒と諸書による考証が綴られている。
- 考証については、古縁起をはじめ、『寺門伝記補録』『博物月令筌』『古事類苑』『参宮名所図会』など計一七もの引用史料を紹介する。多様な典籍を引用するが、中には「実條公関東下向記」「釈梵孝富士紀行」といった逢坂関との関わりを示す紀行文が目立つ。
- (55) 前掲註52「村社関清水蟬丸神社昇格之義請願」。なお、本由緒は『蟬』に「寛永以後、承応以前の作成か」と注記される、「関清水神社由緒書」(「蟬」一5) と同文である。
- (56) 「登録御願 明治三二年一二月二六日、「神社明細帳由緒并積立金登録願指令ノ件」 明治三三年二月二八日(どちらも「公文書」明一す―71)。
- (57) 「神社社格ノ件指令」(「公文書」明一す―633) 明治三三年一二月四日。
- (58) 「御祭神訂正御願」(「公文書」明一す―641) 明治三五年三月一五日。願書に続く考証では、『寺門伝記補録』(「江南 湖南神社考」『博物月令筌』「釈梵孝富士紀行」『十六夜日記』「古事類苑」を引用し、下社が道祖神を祀ることを主張する。
- (59) 「近江国大津市清水町(逢坂山麓) 鎮座村社関清水蟬丸神社御由緒調査書」(「蟬補」) 年月日未詳、社掌三上左内調進。
- (60) 「神社祭神訂正御願指令」(「公文書」明一す―641) 明治三五年四月二二日。
- (61) 櫻井治男「蘇るムラの神々」(大明堂、一九九二年)。
- (62) 「神社合併並ニ社号改称御願」(「公文書」明一す―215―3) 明治四三年十月一五日。
- (63) 「神社合併社号復旧願」(「公文書」大―す―31) 大正五年(一九一六) 一月二四日。
- (64) 「両社合併并社名改称許可」(「公文書」大―す―31) 大正六年三月一三日。
- (65) 前掲註61櫻井「蘇るムラの神々」。
- (66) 「昇格願」(「公文書」昭―す―81) 昭和四年九月二〇日
- (67) 梅田義彦「明治以来神社行政における古社尊重の取扱方針」(「神祇制度史の基礎的研究」吉川弘文館、一九六四年)。

【付記】

本稿の執筆に係る史料の閲覧・利用に際して、関蟬丸神社宮司橋本匡弘氏、大津市歴史博物館のご高配を賜りました。記して御礼申し上げます。また、本稿は、京都大学大学院教育支援機構プログラム（二〇二一年十月―二〇二二年三月）、JSPS 特別研究員奨励費（22J12334／22KJ1818）の成果の一部である。